

期間業務職員の募集について

内閣府地方創生推進事務局及び内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局（以下、内閣府・内閣官房）では、期間業務職員の募集を行います。

1. 採用予定官職

期間業務職員

※非正規雇用

2. 業務内容

内閣府・内閣官房では以下のような業務を行っています。

○地方創生伴走支援制度に関すること

○その他地方創生に関する企画・立案・総合調整又は法律・予算・制度の運用に関すること

※ 参考 地方創生伴走支援制度 HP

<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/banso-shien/index.html>

3. 職務内容

一般事務

（電話・メール・来客対応、PCによる資料作成、旅費業務（SEABIS（旅費及び謝金・諸手当システム）を利用、主に地方創生伴走支援制度で活動する地方創生支援官の旅費業務）、総務・会計業務、簡単な清掃、その他常勤職員の補助的な業務を行っていただきます。）

4. 募集人数

1名

5. 募集対象

（１）高等学校卒業又はこれと同等以上の学力を有すると認められる方

（２）基礎的なパソコン操作が可能な方（Word、Excel 等）

※特に SEABIS（旅費及び謝金・諸手当システム）の利用経験者を歓迎します。

なお、以下に該当する方は、今回の募集に応募できません。

○日本国籍を有しない者

○国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員になることができない者

○平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

6. 採用予定日、雇用期間

(1) 採用予定日

令和7年6月1日（予定）

(2) 雇用期間

令和7年6月1日～令和8年3月31日

（採用後、1か月間は条件付採用期間となります。）

※勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再採用されることもあります。

7. 給与

(1) 日給

10,490円～13,330円

上記の金額は、法律等の改正及び施行に伴って変更する場合がありますので、ご承知おきください。

(2) 支払日

原則毎月16日（給与期間（月の初日から末日まで）の勤務実績に基づき、翌月の16日に支給）

(3) 諸手当

通勤手当（給与法及び人事院規則等の規定により算定した額を支給、定期券にあっては原則として6箇月定期券分を支給、マイカー通勤不可）、

住居手当（月額28,000円以内、支給条件に該当する方のみ）

(4) 超過勤務手当

実績に応じて超過勤務手当が支給されます。

(5) 賞与

一定の条件を満たした場合、賞与が支給されます（年2回（6月及び12月））。

8. 退職手当

一定の条件を満たした場合、国家公務員退職手当法が適用され退職手当が支給されます。

9. 加入保険等

雇用保険、健康保険（国家公務員共済組合制度（短期給付））、厚生年金保険に加入。

※国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。

※再採用により一定条件下で1年を超えて勤務した場合、厚生年金保険は国家公務員共済組合制度（長期給付）への加入に切り替わります。

10. 身分・服務

国家公務員法を適用（非常勤職員）

11. 勤務条件

(1) 勤務時間

原則として午前8時30分～午後5時15分（正午から午後1時までの60分間は休憩

時間) (土、日、休日を除く。必要に応じ超過勤務あり。)

(2) 休暇

年次休暇 10 日 (半年経過後に付与。再採用時に繰越可。)、病欠休暇 10 日、夏季特別
休暇 3 日 (7～9 月の間に取得可能。)

1 2. 勤務地

内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局
東京都千代田区永田町 1－6－1 中央合同庁舎 8 号館 7 階

1 3. 応募方法

(1) 提出書類

履歴書・職務経歴書 (市販のもので可、写真添付)

(2) 提出方法

郵送 (封筒の表面に、赤色で「期間業務職員 (一般事務) 応募書類在中」と記載のこと)

(3) 提出先

〒100-8968 東京都千代田区永田町 1－6－1 中央合同庁舎 8 号館 7 階
内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局 庶務担当 宛

(4) 提出締切

令和 7 年 5 月 21 日 (水) 必着 (※持ち込み不可)

※選考は、応募書類が到着し次第順次行い、採用内定者が決定し次第、締切りとさせていただきます。

1 4. 選考方法

1 次選考 書類審査

2 次選考 面接

書類審査 (1 次選考) の結果、面接 (2 次選考) を行うことになった方のみ、2 次選考の
日時・場所等をご連絡させていただきます。

※応募書類は、原則返却いたしませんのでご了承ください (責任廃棄いたします)。

1 5. その他

採用後は、マイナンバーカードを身分証として使用することとしておりますので、あらか
じめカード取得の手続きをしていただくことになります。

1 6. 問合せ先

内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局 庶務担当
電話 03-6257-1419